

令和5年度(2023)

# 研究紀要

## 第二十五輯

Bulletin of  
The Researches

子ども虐待予防支援の課題

関西大学 教授 山縣 文治

犯罪被害者等の人権

— 被害回復のサポートはどうあるべきか

武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳

アンコンシャス・バイアスとは？

京都産業大学 教授 伊藤 公雄

【実践ノート】

「インターネットの現状と課題」

～尼崎市インターネット差別書込みモニタリング事業の取り組みから～

公益社団法人尼崎人権啓発協会 三澤 雅俊

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会



## 第二十五輯 刊行にあたって

兵庫県では、人権尊重の理念に関して県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における人権教育及び啓発・研究を進めてきました。

近年、少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化などに伴い、人権課題は、複雑化・多様化しています。特に、インターネットによる人権侵害、職場や学校でのハラスメント・いじめ等に加え、新型コロナウイルスに関連した差別や偏見、外国人や障害のある人、性的少数者の人権など様々な人権課題が社会的関心を集めています。

「人権に関する県民意識調査（平成30年度）」の結果をみると、人権に関して、知識としての理解は県民に広まりつつあるものの、年代等により人権意識に差があり、また自身の問題として理解し、行動に結びつけているかという点では、いまだ十分とは言えない傾向がうかがわれます。

そのため、私たち一人ひとりがお互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重が自然に態度や行動として表れるよう、創意工夫をこらした啓発活動を推進することが重要です。

また、今後幅広い世代に対して、人権尊重社会の実現に向けた啓発活動を行うにあたっては、啓発媒体のそれぞれの特性を活かす必要があります。特に若年者が身近な人権について考え、人権を尊重する態度を育むために、接する機会が多いインターネット等の啓発媒体を活用するなど、各世代に適した方法で啓発を行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、公益財団法人兵庫県人権啓発協会では、新たな啓発・研究活動に取り組んでいます。研究紀要の構成を刷新し、県民の関心の高い人権課題や解決が急がれる人権課題について、より多くの県民が正しく理解し、その課題解決にむけての参考となる内容にしています。また、人権教育・啓発を実践する現場からの報告として「実践ノート」を引き続き掲載しています。読者の皆様には、この「研究紀要第二十五輯」を、これからの人権教育及び人権啓発を進める上で参考にさせていただければ幸いです。

最後になりましたが、この「研究紀要第二十五輯」の刊行にあたり、ご多用の中、研究論文をご執筆いただきました先生方に心からお礼を申し上げます。

令和5年9月

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

# 子ども虐待予防支援の課題

関西大学 教授 山縣 文治

## 1. 虐待予防の必要性

2023年6月、神戸市西区で6歳の男の子が、虐待により死亡した。複雑な家族関係、児童相談所の関与、助けを求める子どもの生の声。現時点では、細かい背景や、死亡に至った理由は明確ではないが、なぜ死亡を防ぐことができなかつたのか、多くの人が心を痛めたことと思う。

私は4人の仲間と月刊福祉（発行：全国社会福祉協議会）という雑誌で、8年間、社会的養護のもとで育った子どものインタビューを続けてきた。インタビューをした子どもの人数は100人近くになる。

「何をしても叩くんなら、今日の分は早く終わらせてほしい」

「心と身体を切り離して、虐待が終わるのを待っているんです」

「身体だけそこに置いておいて、心はよそこに置き、それを見ている私がいるんです」

継続して激しい虐待を受けてきた子どものなかに、比較的多くみられた発言である。「どのように抵抗しても虐待が繰り返され、反発するとさらにひどくなるなら、いっそ早く終わらせてほしい」。このような状況に陥ったものは、心と身体を分離させ、外から自分の身体に起きていることを見ているという、解離状態になることがある。

虐待発生予防は不可欠であり、発生予防のための提案も多くされている。それらを踏まえた取り組みも、公的、私的になされている。ここでは改めて、虐待発生のメカニズムを明らかにするとともに、予防の視点からその対応のあり方を考えてみたい。

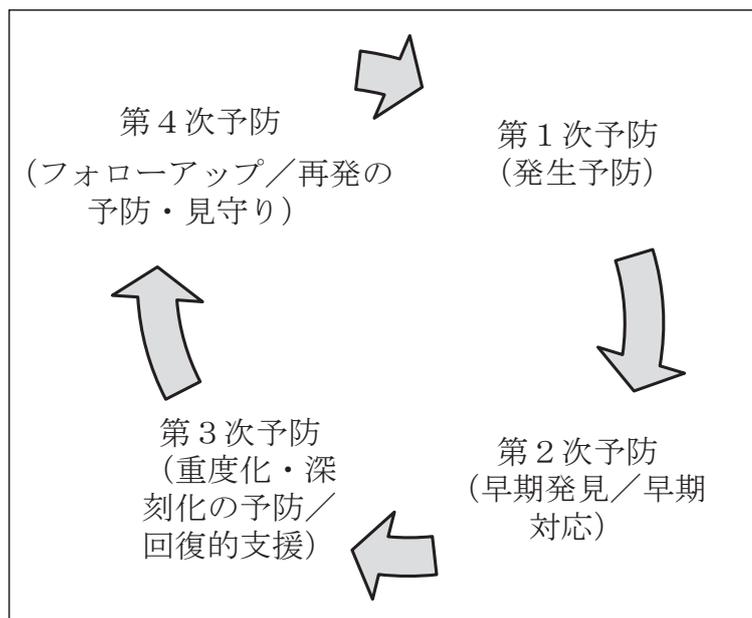
## 2. 予防の視点：循環する予防の4段階

予防は、一般に、発生予防（第1次予防）、早期発見・早期対応（第2次予防）、社会復帰の支援・再発防止（第3次予防）の循環として捉えられることが多いと思う。

私は、一般論としては3段階論を受け入れつつも、とりわけ虐待支援においては、4段階の循環論としてとらえる必要があると考えている（図1）。3段階論との違いは、大きく以下の3点である。

第1は、第2次予防を、早期発見・早期対応（新たな第2次予防）、重度化・深刻化の予防（新たな第3次予防）に分けていることである。早期発見・早期対

図1 虐待予防支援の4段階



応は、一般には、軽度な状態なら短期で解消できるというニュアンスで受け止められがちであること、何よりも、早期発見・早期対応としての制度や実践と、重度化・深刻化の予防としての制度や実践は様相を異にすること、が2つに分ける理由である。

第2は、新たな第3次予防に、回復的支援を位置づけている点である。回復的支援とは、子どもおよび虐待者である保護者を含む家族全体を支援するもので、心身の傷つき、人間関係の崩壊、親族や地域社会・関係機関との対立構造などを回復あるいは改善することを目的とする。

最後は、新たな第4次予防に、見守りやフォローアップを明確に位置づけている点である。子ども虐待の場合、分離保護や一時保護解除後、あまり時間を経ない状況で、死亡や重篤な障がいに至った事案もある。したがって、フォローアップを再発予防のなかに埋没させるのではなく、明確に位置づけることで意識化を図る必要がある。

### 3. 虐待の発生のメカニズムと「虐待の壺」

#### 1) 「虐待の連鎖」という用語の危険性

冒頭紹介したインタビューのなかで、数人の子どもが「自分は、親になってはいけない」と答えた。「虐待は連鎖すると聞いたので、きっと虐待してしまう」、「自分のような辛い人生を、子どもに歩ませたくない」などの理由である。

子どもたちのこのような経験が、「虐待の連鎖」という表現には慎重でありたいという思いを筆者に生じさせた。確かに、子どもを虐待した人のなかには、自分自身が子どもの頃に虐待を受けた経験がある人はいる。しかし、子どもの頃に虐待を受けた経験がある人の多くは、少なくとも、通告対象となるような虐待をすることなく、子育てをしている。一方で、その逆もあり、子どもの頃に虐待を受けていなくても、子どもの虐待をする保護者はいる。

重要なのは、「連鎖」を包含しつつも、「すべての人が虐待をする可能性がある」という視点で、虐待の発生のメカニズムを考えることである。

#### 2) 「虐待の壺」という考え方発案の契機

困難な生活環境（リスク状況）の中にあっても、何とか生き延びている人がいる。アメリカのソーシャルワーク研究者、マーク・フレイザーは、リスク要因と防御推進要因（protective factor）という概念を用いて、リスク状況の中でも生き抜いている人たちの特性を明らかにし、支援の在り方を明示した。

フレイザーは、防御推進要因を、「リスクがある場合に発達結果が不十分になる機会を低減する特性や諸条件」と定義している。すなわち、リスク状況にあったとしても、防御推進要因が機能していれば、生き抜いていける可能性があるということである。「ネガティブな連鎖反応を軽減することは、ストレス（ストレスの元）とそれがもたらす結果のつながりを断つことを含んでいる」とも言っている。

「ネガティブな連鎖反応」とは、まさに「虐待の連鎖」である。防御推進要因がそれを軽減させるというフレイザーらの考え方に準拠すると、「虐待の連鎖」という言葉を用いることなく、虐待発生のメカニズムを示し、支援の在り方を考えることができるのではないかという思いに至った。

### 3) 「虐待の壺」の概念

大前提として、すべての人は虐待をする可能性があり、それを内包するものとして「虐待の壺」が体内にあると想定できる。この壺は、極めて不安定な立ち方をしており、支えがないと倒れてしまう。また、内部から押すと大きくなったり、強く刺激をすると壊れたりすることもある。

壺の中には、虐待の発生を抑制する要因（●）や、虐待の発生を誘発する要因（★）が入っている。発生抑制要因は、防御推進要因に相当する。これは、壺が傾かないように、常に壺を支えている。そのなかのいくつかは壺の中に入り、虐待誘発要因に攻撃をかけ破壊したり、虐待誘発要因の作用で壊れかけた部分を補修したりする。さらには壺そのものを拡張するなどの働きもする。

一方、虐待誘発要因は、リスク要因に相当する。これは、壺の内部で暴れることもあるし、外部環境から壺を揺らすようにぶつかってくることもある。そのなかのいくつかは壺の中に入り、発生抑制要因に攻撃をかけて破壊したり、壺そのものを壊したりすることもある。

発生抑制要因および虐待誘発要因、壺の中に入ったそれぞれの要因は、結合したり、増殖したりすることで、より大きな要因となることもある。発生抑制要因のなかには、保護者自身が内的に学習し育んだものも多くあるが、環境や制度からの支援が非常に大きな意味をもつ。

### 4) 虐待発生メカニズム

虐待は、以下に示す3つのパターンで発生すると考えられる。

#### ① ぽんと飛び出すパターン

壺の中に新たな虐待誘発要因が飛び込んだ弾みで、少数の虐待誘発要因が壺から飛び出し、単発的な虐待や体罰行為が

図2 発生抑制要因が機能している状態

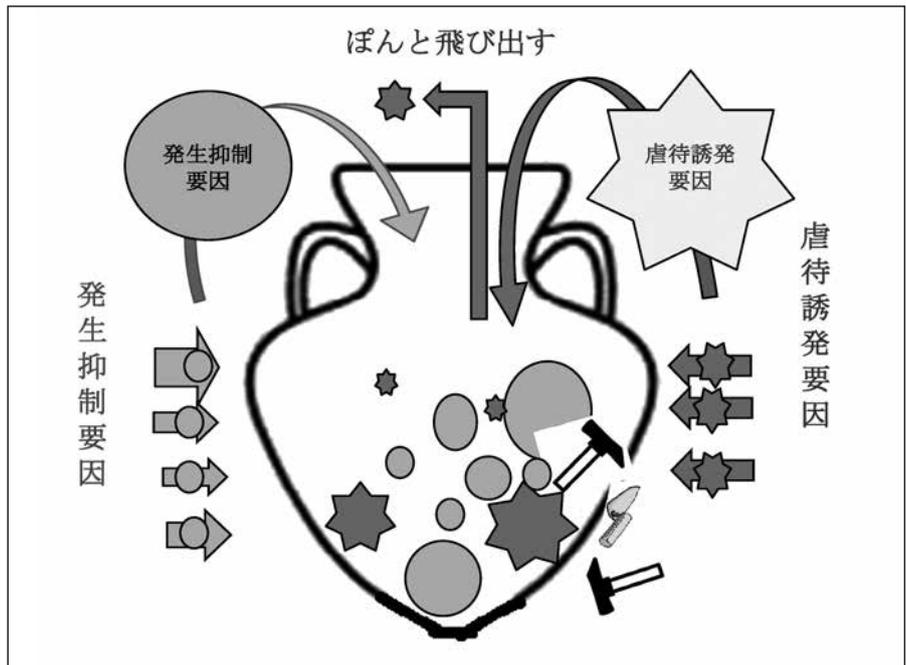
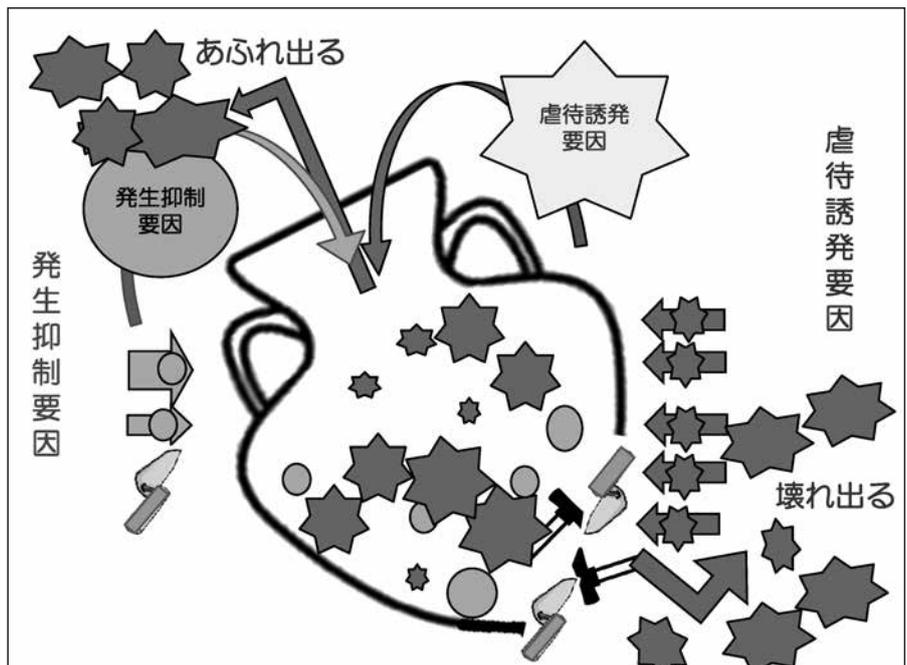


図3 虐待誘発要因が優位な状態



生じるものである。ただ、それらは、虐待行為や体罰に当たるとしても、陰湿ではなく、軽度であり、かつ一時的なものである（図2）。保護者自身の内的抑制力もかなり機能しているし、外部環境としての発生抑制要因が早く機能すれば、比較的簡単に抑制することができる。

### ②あふれ出るパターン

外部環境としての発生抑制要因より、虐待誘発要因の機能の方が優位で、壺が傾いた結果、壺の口から虐待誘発要因が連続してあふれ出るパターンである（図3左上）。このような状況になると、外部の発生抑制要因を集中的に投入し、壺の傾きを修正しなければ虐待が頻発することになる。時には親子の分離保護も必要となる。

### ③壊れ出るパターン

壺の内外にある虐待誘発要因の攻撃により、発生抑制要因が補修を試みているにもかかわらず、壺が壊れ、そこから次々に虐待誘発要因があふれ出ることで、虐待を起こすパターンである（図3右下）。この場合、外部から発生抑制要因を多く投入しても、壺の傾きを直すのが精一杯で、虐待は収まらない状態になる。

ましてや、壺の内部も発生抑制要因が虐待誘発要因に侵襲され、保護者自身の努力だけでは対応が不可能となる。壊れた壁の修復作業が必要であり、さらなる発生抑制要因の強化でも対応できない場合、原則として分離保護となる。

## 4. 虐待予防支援の意味

予防は、発生抑制要因の配置、強化を意味する。たとえ虐待誘発要因が存在しても、保護者の内部や保護者を取り巻く環境に存在する発生抑制要因がそれ以上に機能する状況であれば、虐待の発生そのものを抑えることができる。また、保護者の内部や保護者を取り巻く環境に存在する発生抑制要因を強化することにより、早期発見・早期対応ができることになる。

逆に、虐待誘発要因が少ない場合でも、発生抑制要因が十分に機能していなければ、虐待は発生する。ましてや、虐待誘発要因が増殖している状況では、発生抑制要因そのものの機能が押さえ込まれ、虐待が頻発したり、エスカレートしたりする。さらに、このような状況では、本来発生抑制要因であったものが、虐待誘発要因に転化することもある。

以上のように、虐待予防支援において重要なのは、虐待誘発要因の排除あるいは弱体化以上に、発生抑制要因の配置、および発生抑制要因と虐待者の友好的関係の強化である。これは、虐待を受けた子どもに対する支援においても同様で、このような支援を長期的に受けることで自らが保護者になったときに、虐待をしない子育てに近づくことができる。

虐待は発生そのものを防止しなければならない。しかしながら、現実にはこれをゼロにする事は困難である。したがって、予防以降の循環を通じて、これに対処することが現実的な対応と考えられる。私たちは、専門家として、家族として、一市民として、さらには当事者として、これらのどこかに、何らかの形で関わる必要があることを意識したいものである。

# 犯罪被害者等の人権 — 被害回復のサポートはどうあるべきか

武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳

## 1. 犯罪被害者の置かれている状況

今、この日本で、犯罪被害者の人権は守られていると皆さまはお考えでしょうか。

「あすの会（全国犯罪被害者の会）」パンフレット<sup>1</sup>（現在、新全国犯罪被害者の会（新あすの会）<http://www.navs.jp/>）には、以下のように記載されている。

- ◇ 日本では被害者は国から手厚い補償があると思いませんか？
- ◇ 裁判所は加害者を処罰して、被害者の無念を晴らしてくれる場所と思いませんか？
- ◇ あなたやあなたの家族は犯罪の被害に遭わないと思いませんか？

パンフレットではこれらの問いに対して、“とんでもない錯覚”であったと締めくくられている。犯罪被害者になって初めてその錯覚を実感することになるのだという。

実際、犯罪被害者らへの支援は本邦では立ち遅れてきた。今は少しは拡充してきている途上であるが、国からの給付金は通り魔事件を想定したごく一部の被害者にしか支給されず、民間支援団体が細々と犯罪被害者支援を手掛けるに過ぎなかったのである。裁判といっても、刑事裁判は国が加害者を裁くものであり、被害者の無念を晴らしてくれる場所からは程遠かった。被害者の仇を取ってくれると思って裁判に臨んだ被害者は、法廷のバーの外から、被害者の思いを加害者にぶつけることも質問することも出来ない状況に置かれていた。

## 2. 犯罪被害者等のための民間相談機関

現在、事件・事故が起こると初期対応として警察が被害者対応にあたることになる。とくに表沙汰となった犯罪については、殺人、傷害、不同意性交等の身体犯など必要と認められる事件に限られるが、発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行う指定被害者支援要員制度がある。しかしながら、一定期間（3日～2週間程度）が過ぎると、警察から民間被害者支援団体や地方公共団体に支援が引き継がれていくことになる。

民間被害者支援団体とは、全国48か所に支部をおく全国被害者支援ネットワーク加盟組織となり、その多くが、都道府県公安委員会の指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体として活動しており、警察からの情報をもって早期からの支援に入ることになる。NPO法人全国被害者支援ネットワークの統計によると、全国48箇所にある被害者支援センター（法人の加盟団体）が取り扱った相談総数は約4万件/年となっている<sup>2</sup>。電話相談のほか、裁判関連支援（法廷付き添い、代理傍聴支援等）や弁護士法律相談付き添いを主に行っている。近年の犯罪種別の傾向としては、性被害に遭遇した事案が多いことが挙げられる。この背景には、性暴力被害者支援ワンストップセンターといった性被害・性暴力を扱

1 「あすの会（全国犯罪被害者の会）」パンフレット。現在、新全国犯罪被害者の会（新あすの会）<http://www.navs.jp/>。発行日不詳。

2 全国被害者支援ネットワーク。ホームページ ([https://www.nnvs.org/network/about/invest/#a0404\\_data](https://www.nnvs.org/network/about/invest/#a0404_data))。

う支援センターが別途各地に設立され活動が展開されているが、民間被害者支援団体がそのワンストップセンターを併設して運営しているところが多いことも関係している。ただ、それらの民間被害者支援団体は、都道府県に約1か所ずつしか存在しないため、市民に届くだけの支援を提供しようと思うと、限界がある。加えて、保健や福祉サービス等の生活支援は、住民に近い基礎自治体である地方公共団体が行うべき類のものである。犯罪被害者の多くは、医療保険や住民票、死亡届等で被害者等が役所に手続きに来訪しなければならないことが多く、支援センターの関りだけでサポートが完結することは多くはない。

### 3. 犯罪被害者のための行政相談窓口

犯罪被害者等から「支援体制が不十分」「経済的支援が足りない」「医療福祉サービスが十分でない」「刑事手続きで権利が保障されていない」「社会からの理解が足りない」等といった声が高まり、ようやく平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立した（表1）。

表1 犯罪被害者等基本法の概要

<p><b>■目的■</b>(犯罪被害者等の権利利益を保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定</li> <li>○国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定</li> <li>→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進</li> </ul> <p><b>■対象■</b>(犯罪被害者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族</li> </ul> <p><b>■基本理念■</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する</li> <li>○被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる</li> <li>○再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う</li> </ul> <p><b>■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■</b></p> <p><b>■基本的施策■</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談及び情報の提供等(第11条)</li> <li>○損害賠償の請求についての援助等(第12条)</li> <li>○給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)</li> <li>○保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)</li> <li>○犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)</li> <li>○居住及び雇用の安定(第16～17条)</li> <li>○刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)</li> <li>○保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)</li> <li>○国民の理解の増進(第20条)</li> <li>○調査研究の推進等(第21条)</li> <li>○民間の団体に対する援助(第22条)</li> <li>○意見の反映及び透明性の確保(第23条)</li> </ul>
---

(警察庁資料)

その基本法では、「犯罪等」を、犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とし、「犯罪被害者等」を、犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族と定義している。そして、その基本法の中で、「保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）」や「相談及び情報の提供等（第11条）」の項目も盛り込まれた。平成28年の第3次犯罪被害者等基本計画が施行された際には、その相談及び情報の提供等を具現化すべく、各地方公共団体に設置してきた総合的対応窓口の機能強化を目指すべく、(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進、(2) 地

方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進、(3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化を掲げた。令和3年には第4次犯罪被害者等基本計画が施行され、さらに、地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上にも取り組むこととされた。現在、全国的に都道府県、また市町村レベルで犯罪被害者に特化した条例を策定し、犯罪被害者の被害回復のサポートを行おうとする兆しは高まっている。令和5年版犯罪被害者白書によると、犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況は、全国で100%が設置済み(1721箇所)となり、(特化)条例の制定状況は、35.2%(606箇所/1721箇所)、計画等の策定状況は、10.8%(186箇所/1721箇所)まで伸びている。

#### 4. 犯罪被害者支援に現在横たわる課題

さきほど述べたように行政の犯罪被害者等総合的対応窓口はすべての市町村に設置された。では、このような窓口があることをお知りになっていた読者はどれほどいるだろうか。

被害者当人ですらその地方公共団体の窓口の存在を知っている者は限られている。「役所で相談できるとは思わなかった」と語る被害者は少なくない。警察庁の調査(2018)<sup>3</sup>でも、総合的対応窓口の被害当事者らの認知度は19.2%であった。被害者でない一般市民が知る由もないだろう。

また、それらの総合的対応窓口がどれほど機能しているかという点も課題になっている。かつて筆者らの団体「くらしえん」<sup>4</sup>により、全国の犯罪被害者等総合的対応窓口の実態調査を行った。全国の市区町村346か所から回答のあった総合的対応窓口のうち約1年間で相談を受けた機関は17%(60件)しかなかったという事実である(平成28年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議で公表)。また、窓口の設置部署については、地方公共団体によってばらつきがあり「くらし・安全・まちづくり」や「総務」、「市民生活・協働」の言葉が入る部署で設置されることが多く、保健福祉の部署に窓口が置かれていることは少なかった。専任ではなく兼務で、一人配置が半数を占めた。また、地方公共団体の中で対人援助にあたる専門職等(保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉主事)が配置されているところは総計12%であった。相談が入っていた窓口のケースの状況としては、「暴行・傷害等被害」の相談件数をもっとも多く、「交通事故」「財産的被害・詐欺」も次に多かった。一方で、虐待事案(児童・障害者・高齢)の相談は、他部署に回す対応が取られていた。この結果については、令和5年に開催された被害者学会において発表があった尾崎報告からもほぼ、窓口の稼働率は同傾向の結果が示されており、行政の窓口の充実度は全国的には大きく状況は変わっていないと考えられている<sup>5</sup>。

#### 5. 今後求められる犯罪被害者支援体制

現在、犯罪被害者等の数としては年々減少してきている。犯罪の主な加害者が30代未満の若者であるために、少子化の影響が多分にあるだろうと言われている。現在、警察庁では第3次犯罪被害者等基本計画の見直し作業に入っているが、地方公共団体による犯罪被害者支援の拡充はこれからであり、ど

3 警察庁(2018)平成29年度犯罪被害類別調査 調査結果報告書。

4 保健福祉の専門的知識を有して被害者支援に当たってきた者たちで立ち上げた団体「くらしえん」とは、人々の暮らし(くらし)と支援(しえん)、人の縁(えにし)を重ね合わせた造語による。HP: <http://kurashien.net/>

5 尾崎万帆子(2023)「市区町村における犯罪被害者等支援施策の現状と課題—全国市区町村に対するアンケート調査結果から」。日本被害者学会第33回学術大会。レジュメ。

これまで今後、この領域への予算を投じて対策を充実させていけるかが問われている。

実際、地方公共団体の犯罪被害者支援に特化して述べると、現在、高齢者には介護保険、障害者には障害者総合支援法に基づく公的なホームヘルプや同行支援等の提供があるが、犯罪被害者等を対象とした生活支援サービスたるものは存在していない。地方公共団体には、犯罪被害者等のための条例を制定し、具体的な生活支援としてホームヘルプ制度や育児介護支援、教育支援等の導入を図るところも出てきている。しかし、条例で制度

を規定したところですら、利用するにあたって時期や条件の制約があり決して使いやすい制度設計にはなっておらず、利用は全国的に低調である。国としての制度設計の検討が切望される。

また、現在、被害者支援全体の体制の効率化・スリム化を検討する時期にもきている。犯罪被害者等支援を根拠とした枠組みと、配偶者からの暴力被害者支援を根拠とした枠組み、さらに、障害者虐待防止法を根拠とした枠組みや、児童福祉法および児童虐待防止法を根拠とした枠組み、加えて、高齢者虐待防止法を根拠とした枠組みがそれぞれ別組織で対応をする流れにある。来年度以降は、ハラスメント規制法による被害者も支援の対象になってくるかもしれない。

それらの枠組みに、関与の度合いは異なるものの、地方公共団体はそれぞれに関与している。そもそも「犯罪被害者等」の対象は、児童虐待や障害者高齢者虐待、DVも含み、それらは関連しあうこともあるため、市区町村の中においては、総合的にそれらを扱う部署を統合、支援の強化を図り、包括的に被害者支援を行っていくことも視野に入れておく必要がある。これは、現在、保健福祉分野で国が進めている地域包括ケアや地域共生社会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（通称：にも包括）の発想にもつながるものである。

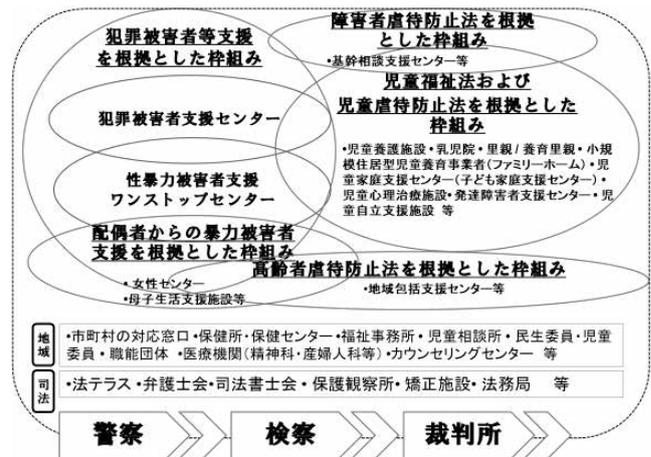
## さいごに

犯罪被害者は今日に至っても、「二次被害」（被害者についての無理解や偏見などが原因となって、被害者とその心身に傷を受けること）や、「再被害」（一次被害の加害者から再び被害を受けること）に晒されており、絶対的に支援が足りていない。

兵庫県では、現在、全市町には条例が制定され、ようやく令和5年4月に県条例も制定された。その名も「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」となり、被害者の権利を守るべく策定された条例となった<sup>6</sup>。

これから、その条例に基づき支援計画が策定され、その条例に基づいて、県としてどのように犯罪被害者の課題に具体的に向き合うかを示すことになる。誰もが被害に遭うかもしれない犯罪被害に対して、行政がしっかりと市民の安全安心な暮らしと権利利益を守り、被害回復に向けての個別の支援が可能となる社会づくりに責任をもって関与する必要がある。今後の動向に期待したい。

## 現在の被害者支援の体制



6 犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/documents/joureiHonbun.pdf>)

# アンコンシャス・バイアスとは？

京都産業大学 教授 伊藤 公雄

ずっと以前に書いた社会学の入門書に、以下のような「クイズ」を出したことがある。

「ある日、父と息子が2人で高速道路を走行中、事故にあった。父親は即死、息子の方は病院に運ばれた。運ばれた病院で、男の子の手術をしようとした外科医が、子どもを見て驚いた表情でこういった。『私には、この子どもの手術をすることができません。この子どもは私の実の息子なのです』。さて、この外科医と子供との間には、どんな関係があるのでしょうか」（伊藤公雄・橋本満編『はじめて出会う社会学』、有斐閣、1998年）。

さて、読者の皆さんはどんな回答を考えただろうか？

以前、女性の教員団体から講演を依頼された時、このクイズを入れて講演要旨を作った。講演会場に近い駅まで出迎えに来ていただいた責任者の先生が、ニコニコしながら「あのクイズ、答えわかりましたよ。試験管ベイビーでしょう」とおっしゃった。確かに、正解の一つだと思う。精子提供をし、自分の子どもだと見守っていた医師のもとに、当の男の子が緊急搬送され、びっくりして手術ができなくなってしまった、というわけだ。

他にも、離婚によって離れ離れになった息子が運ばれてきた（亡くなったのは、息子にとっては義理のお父さん）などという答えも考えられる。これも正解である。

ただ、もっとありそうな回答があるのに、当時は、多くの人が気付かなかった回答もある。それは、この外科医が男の子のお母さんだったという答えである。

外科医という職業に女性が就けないかといえばそんなことはない。テレビドラマでも「私、失敗しないので」という名台詞で知られる女性外科医（「ドクターX」シリーズ）が登場している時代だ。だから、たぶん、今なら、このクイズをしても、結構多くの方が「お母さん」を連想するのではないかとも思う。

しかし、25年前には、ほとんどの人が「外科医＝女性」という発想をすることはなかった。繰り返すが、女性に外科手術はできるし女性外科医も存在している。にもかかわらず、多くの人が「そのこと」に気が付かなかった。つまり、「外科医＝男性に違いない」という無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が存在していたのだ。

## 1 アンコンシャス・バイアス

アンコンシャス・バイアスは、もちろん、ジェンダー関係だけのものではない。肌の色や見た目の年齢、服装などでも起こりうることだ。ただ、本論文ではジェンダーに関するものを中心に議論してみたい。

ジェンダーをめぐるアンコンシャス・バイアスについては、すでによくまとまったパンフレットが存在している。『無意識のバイアス—女性のキャリア形成に与えるインパクト』（大坪久子、田中順子訳、Filut,A., Kaats,A., and Carnes,M., “The Impact of Unconsciou Bias on Women’s Career Advancement”, The Sasagawa Peace Foundation Expert Reviews Series on Advancing Women’s Empowerment, 2017）である。ネットでも簡単に全文が読めるので関心のある方は、ぜひアクセスしてほしい。

ここでは、このレポートで取り上げられている事例について書いてみたい。一つは、すでに1968年に行われたフィリップ・ゴールドバーグの実験だ。同じ内容の論文を、男性と女性の著者名をつけて学生に読ませ評価させるという実験だ。男性のものとして読んだ学生の方が、女性名の著者の形で提示されたものよりも高い評価が与えられたというのだ。この実験は、ゴールドバーグ・デザインという名で、その後も何度も同様の実験が行われてきた。

また、アンコンシャス・バイアスをめぐる事例としてよく登場するオーケストラの「ブラインド・オーディション」も取り上げられている。楽団員を採用する時、顔の見える形で審査すると男性ばかりが選ばれてしまう。そこで、バイアスなしに演奏能力を評価するためにカーテンを下ろして演奏してもらおう。しかも、審査員は、靴音でハイヒールを履いているかどうかで女性と判断してしまいかねないので、靴を脱いで演奏してもらおうのだそうだ。そうすると女性の採用が増えることが多いのだそうだ。

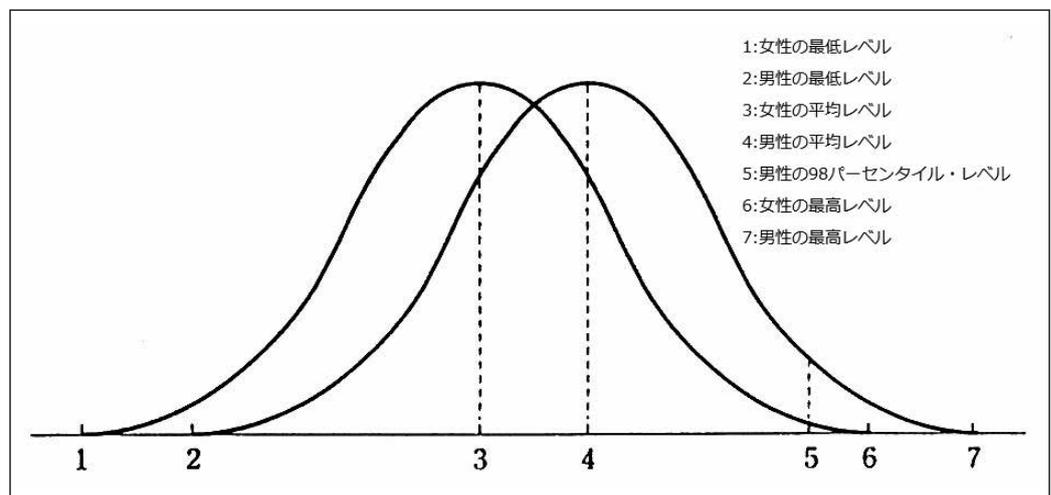
もちろん、評価する側は、自分たちは「差別していない」と思っているのだろう。しかし、結果的に男性ばかりが高い評価を受けやすいことの背景には、自覚されないバイアスが存在しているのだ。

## 2 ジェンダー・バイアスの仕組み

こうしたジェンダー・バイアスを、スポーツ能力を例に考えてもらってもいいかもしれない。図1は、男女のスポーツ能力をモデル的に示したものだ。右へ行けば行くほど高いスポーツ能力を持つというものだ。上は、人数を意味している。

一番左の1は女性の最低レベル、2は男性の最低レベル、3、4はそれぞれ女性・男性の平均レベル、5は男性の98%センチールレベル（ここから右に入るのは男性でも2%しかない）、6は女性の最高レベル、7は男性の最高レベルである。

図1 男女のスポーツ能力における差異<sup>1</sup>



最高レベル、7は男性の最高レベルである。

私たちはよく「女性は体力がない」という言葉を耳にする。この図を見ても、確かに、平均を取れば女性の方がスポーツ能力には劣るということになる。しかし、男性の平均よりも優れたスポーツ能力をもつ女性もかなりいるし、98%の（つまりほとんどの）男性を超える力を持った女性もいるのだ（オリンピックの女性のマラソンに出て上位に食い込める男性がどれだけいるだろうか）。つまり、スポーツ能力の差は、個人差が大きいのに、私たちは「平均」をとって「女性は体力がない」などと決めつけていることになる。

1 伊藤 公雄「スポーツとジェンダー」井上 俊・亀山 佳明編「スポーツ文化を学ぶ人のために」世界思想社、1999年。

もっと言えば、ここでいう「スポーツ能力」は、男性に生理的な優位性が強い筋力や瞬発力を中心にしたものだ(ヨーロッパで誕生した近代スポーツは、男性基準で作られた)。しかし「体力」とか「スポーツ能力」には、筋力や瞬発力以外にも重要な要素はまだある。例えば身体の柔軟性とか持久力だ。こちらは、平均を取れば女性が男性を上回るだろう。

実際、海洋遠泳というスポーツの世界記録ホルダーはほとんどが女性だという。つまり、この図を海洋遠泳の能力を基準にすれば、男女は逆転するかもしれないのだ。

ジェンダー・バイアスの背景には、一つは個々の多様性を男女の二区分に振り分けて決めつけることからきている。また、しばしば男性基準で評価しているということもあるのではないか。事実、工業化以後の近代社会は、ほとんどの社会が男性基準で組み立てられてきた。それが、今、多様性や複雑性に関わった方向へと変化しているのだ。しかし、古い男性基準が根強いこともあり、なかなか社会が多様性に対応できないという過渡期に私たちは戸惑っているのだと思う。

### 3 システム正当化バイアス

私たちは、多様性に向かう変化の渦中にいる。にもかかわらず、なかなか社会の仕組みは変わらない。というのも、多くの人の認識の中に「システム正当化バイアス」があるからだ。特定の人々にとって理不尽だったり不利益が生じたりしていても、「これまでそれが当たり前だったから」という決めつけ(これまでの「システム」が正当化されること)で物事は判断されやすいのだ。つまり従来のシステムが、「それが前からあって新たには変えにくい」という思い込みが、社会が変わりにくいこと背景にはあるのだ。

特に、現在のような変化の時代には、「システム正当化」が作用しやすい。というのも、現代社会が変革期にあるからだ。「新しい事態」が生じるということは、多くの人にとって「理解できないこと」になりやすい。わからないということは、不安を生む。不安を鎮めるためには、「今まではこうだったのだから」という従来の「システム」に依存した方が簡単だ。

特に、社会的にマジョリティ(多数派)の人には、こうした「システム正当化バイアス」が生じやすい。というのも「自分たち(マジョリティ)のルールが、社会全体のルールだ」という考えが身に染み付いているからだ。マイノリティ(少数派)の人から「差別だ」と指摘されても、「自分は差別はしていない(だって社会のルールに従っているだけだから)」という反応さえ生じる。また、「問題がある」と気がついて、攻撃的に反発したり(自分がこれまでルールだと思っていたものが否定されたように感じるのだろう)、逆に、沈黙して「やり過ぎそう」とする場合もある。

「社会的マイノリティへの差別を是正しよう」という人権の視点から見れば当然のことが、なかなか解決しない背景には、排除する側だけでなく、社会的に差別され排除されてきたマイノリティの人の中にも、この「システム正当化バイアス」が働いているという分析もある。自分たちが不利益を被っているにもかかわらず、「従来の仕組み(システム)」に従っていた方が「安心」であるかのような気持ちさえ生じてしまうからだ。

だから、問題があるならこれまでの「システム」を変えてもいいのだという認識が、マジョリティだけでなくマイノリティも含めて、社会的に共有される必要があるのだ。

## 4 好意的差別

バイアスをめぐっては、さらにややこしい事態もある。無自覚なバイアスの結果、いわゆる「好意的差別」が生じることがあるからだ。

「好意的差別」とは、通常考えられている露骨な差別的対応としての「敵対的差別」とは異なり、善意のつもりでの言動が、相手にとって差別として受け止められるようなケースだ。性差別の問題で言えば、男性上司から女性の部下への「小さいお子さんがいるんだから今日は早く帰っていいよ」という、ある意味で「善意」に基づいた「配慮」による対応が、「女性だから、母親だから、無理しなくてもいいよ」という職場や仕事からの「排除」として受け止められるような場合だ。

もちろん、小さいお子さんのために早く帰りたい場合もあるし、その時は「ありがたい」対応だろう。しかし、その日は夫が育児担当で、今日は遅くまで仕事をバリバリやろうと思っていた女性にとってはどうだろう。この対応が、「女性だから、母親なんだから、仕事よりも育児優先の方がいいのでは」という決めつけによる「差別」と受け止められることもあるのだ。

先ほどのスポーツ能力の例でも、歴史的には同じような「好意的差別」が行われてきた。例えば女性のマラソンだ。オリンピックで女子マラソンが正式種目になったのはいつか？1984年のロサンゼルス大会の時だった。なぜ今では当たり前の女性のマラソンがそれまで正式種目となっていなかったのかといえば、「女性は体力がないから、マラソンは無理だ」という一種の「善意」によって女性の排除が行われてきたのだ。

本人たちの意思を聞かず、さらに、本人たちが持っている能力を「低く」見積もって行われる、一見「善意」による言動が、差別や排除につながるという問題があるということにも気をつけなければならない。

## 5 誤解やバイアスを超えて

それではどうするか。一つは、無自覚なバイアスを自分でチェックするよう心がけることだろう。と同時に、バイアスから脱出するためにも、男性は女性の声に、また年長者は若い世代の声に、もっと言えばマジョリティの人たちは社会的マイノリティの声に、率直に(相手側の心理的安全性を担保しつつ)耳を傾ける機会を持つことだろう。

相手の個人的事情を無視して「あなたは女で母親なんだから」という決めつけを避けるためには、相互に個人の置かれた状況を知っておく必要がある。と同時に、女性の側から「今日は夫が育児しているから遅くまで働けます」(労働時間は男女を問わず家庭と両立できるようにするのは当然だが)と、はっきり言えるような職場環境作りも必要だ。

ところが、日本社会では、なかなかはっきりものが言いにくい状況もある。職場や地域社会のコミュニケーションがうまく取れないことが多いからだ。個人事情を言い出しにくいような風土があると言ってもいいだろう(もちろんプライバシーの尊重も重要だけど)。バイアスをなくすには、誰でも必要なことを言える、「心理的安全性」が保障された風通しいのよいコミュニケーション環境が、何よりも必要なのだ。

職場で、家庭で、「心理的安全性」が保障された開かれたコミュニケーションが展開されていけば、アンコンシャス・バイアスから私たちも少しずつ解放されていくのではないだろうか。

## 【実践ノート】

# 「インターネットの現状と課題」

## ～尼崎市インターネット差別書込みモニタリング事業の取り組みから～

公益社団法人尼崎人権啓発協会 三澤 雅俊

### 1 はじめに

2010年に尼崎市が「インターネット差別書込みモニタリング事業」を実施してから、13年目を迎えている。この事業が始まった経緯等の詳細は、『ネット上の部落差別と今後の課題 ～「部落差別解消推進法」をふまえて～』（2018年・一般社団法人部落解放・人権研究所編集・発行）で細見義博氏が記した「尼崎市のモニタリング事業と職員研修」で、また、モニタリングの方法や削除要請の方法等については、『ネット人権侵害と部落差別の現実 –モニタリングと今後の課題–』（2022年・一般社団法人部落解放・人権研究所編集・発行）で私が記した「モニタリング入門・実践マニュアル 尼崎市のモニタリング実施例を参考に」ですすでに刊行されているので、参考にさせていただきたい。

今回は、私自身もう一度尼崎市でのモニタリング事業を振り返り、インターネットの中で見てきた差別の状況や、このモニタリング事業を多くの自治体にPRしてきた取り組みなどとともに、その時々々の思いなどについて触れていきたい。

### 2 事業の開始まで

#### (1) 「尼崎インターネット差別事件」

尼崎市でモニタリング事業を実施するきっかけになる事件が2003年に発覚した。もしこの事件が起きていなければ、尼崎市でのモニタリング事業はなかったと言ってよく、さらには現在のような多くの自治体を実施していることはなかったのではないかと思う。以下、与えられた字数の関係で簡単に紹介する。

2003年3月3日部落解放同盟支部役員でもある市職員の被害者に、不良職員を告発するホームページを立ち上げる予告メールが届き、3月23日には、市長を含む幹部職員72名にHPのURLを貼り付けたメールが送信されてきた。そのURLから「尼崎市役所の職員を監視するNPO〈Lemon Club〉というHPが作成されており、この被害者がセクハラ、レイプ、部落解放同盟の幹部を名乗って脅迫するなど、部落差別を悪用した事実無根の誹謗・中傷が以後更新されていったのである。予告メールが届いた段階で、被害職員の名誉回復と救済を求め、部落解放同盟尼崎市連絡協議会と尼崎市の人権課、人事課等と話し合いが持たれたが、対応に苦慮する日が続いた。

事件が動いたのは、2003年6月に被害者から尼崎西警察署に刑事告発し、その後犯人から日本国内のプロバイダを通じて被害者にメールが届いたことで、警察が捜査に入り、犯人逮捕につながった。逮捕されたのは当時市の課長補佐で、2006年1月に書類送検され、名誉棄損の裁判になり、結果最高裁まで行き、2007年7月に有罪が確定した。それを受け、尼崎市は停職6ヶ月の懲戒処分を出したが、その後加害者は退職した。加害者は一貫して犯行を否定していたため、同年12月に民事裁判に入り、ここでも有罪が確定したのである。

実行者は尼崎市の管理職で、市がこのような職員を生んでしまった責任は重大であり、二度とこのよ

うな職員を出さないために、部落解放同盟兵庫県連合会の指導のもと、2008年に確認会、糾弾会を開催し、その中で確認されたのが、モニタリング事業と職員研修の実施であった。

## (2) 事業開始に向けて

2009年5月、市の会議体として、行政、公益社団法人尼崎人権啓発協会（以下、「協会」）、関係団体とが「尼崎市インターネット差別書込み防止研究会」を立ち上げ、同年6月にモニタリング事業の実施のため、先行してモニタリング事業を実施していた奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会へ視察に行き、アドバイスをいただく中で、7月からモニタリングや職員研修の試行を行い、部屋の確保やパソコンの設置などの体制を整え、2010年4月から兵庫県では初めてのモニタリング事業を本格実施し、モニタリング事業を活用した職員人権研修は7月から実施するとともに、2011年に改訂予定だった「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」に1年前倒しで「インターネットによる人権侵害」を新たな人権問題として追加した。

また、尼崎市がモニタリング事業を実施することを新聞社の3社が報道すると、2ちゃんねる等の掲示板や市への直接の電話等で、尼崎市やモニタリングに対するすさまじい攻撃が始まった。攻撃は1か月もしない間に収まったが、当時はモニタリング事業をする自治体が少なく、こうした攻撃があったのである。しかし、ここ数年モニタリングを始めた自治体に対する攻撃はあまり聞かなくなっている。

## 3 モニタリング事業実施後（2010年度～2014年度）

こうして、2010年度にモニタリング事業が実施されたが、当初は試行錯誤の状態、地方法務局に削除要請した「インターネット差別書込み」件数は、2010年度2件、11年度3件、12年度～14年度各1件で、実際に削除されたものはほとんどない状態であった。

また、二度と事件を起こすような市職員を出さないという決意のもと「モニタリング事業を活用した職員人権研修」も2010年度から実施し、事前説明とモニタリング体験は当時の人権課が行い（2015年度からは協会が担当）、全体の進行は人材育成担当課が行う形で、新規採用職員を中心に1回につき5～6人の小グループで、年間24回実施した。最後のグループ討議には、運動団体から出ていただいたファシリテーター（助言者）がついて、市職員は人権行政の推進者であり、差別を無くしていく立場であることの意識づけを行っている。

さらに、多くの自治体でも実施するよう対外的なPRにも力を入れ、2010年12月に開催された第25回人権啓発研究集会の分科会報告などで、インターネット上の差別の状況やモニタリング事業について報告していった。

## 4 協会が事業を受託後（2015年度～）

私が市からの派遣職員として協会に勤務した2015年度から、それまで市の人権課で実施していたこの事業を協会が受託し、以後現在まで私が担当者として事業を実施してきた（2022年度からは市との協働契約事業として実施）。実施後2年間は、それまでの事業同様に仕様書に基づき実施し、地方法務局への削除依頼件数は15年度0件、16年度2件という状況であった。転機になったのは、2017年度に入って地方法務局から「削除依頼については、まず尼崎市がするように」という申し入れがあったこ

とである。それからは、削除依頼の方法等をアドバイスしてもらったり、インターネットで調べたりして知識を増やしていき、また、モニタリングの方法などを少しずつ工夫しながら実施していった。

その結果、削除件数が飛躍的に増加し、尼崎市、尼崎市以外を含めた削除件数は、合計14,262件を数えている（表1参照）。

【表1】2017(H29)年度～ 削除依頼 実績表

作成：公益社団法人尼崎人権啓発協会

年 度	尼崎市関係		尼崎市以外		合 計	
	削除依頼	削除	削除依頼	削除	削除依頼	削除
2017(H29)	117	96	1,610	1,352	1,727	1,448
2018(H30)	114	106	1,297	1,007	1,411	1,113
2019(R元)	137	116	927	767	1,064	883
2020(R 2)	242	231	3,648	3,379	3,890	3,610
2021(R 3)	467	441	4,050	3,632	4,517	4,073
2022(R 4)	559	526	2,652	2,609	3,211	3,135
合 計	1,636	1,516	14,184	12,746	15,820	14,262

## (1) 担当者として工夫したこと

### 【手順等のマニュアルづくり】

2016年度に部落解放・人権研究所の「公開研究会」で尼崎の取り組みを報告した際に、同じく広島県福山市の報告資料にあったわかりやすいマニュアルを拝見したことで、実際にモニタリングをしたり、削除依頼をするのに非常に便利で、担当者が変わっても使えるということで、それ以後「2ちゃんねる」「5ちゃんねる」「爆サイ」などのマニュアルを私が実際にしている手順どおりに作成していった。このマニュアルが、尼崎市に視察に来られたり、モニタリングのPRで私自身が講演に行ったり、問い合わせがあった時にメールでデータを送ることができるようになり、モニタリングを実施しようとする自治体には非常に役立つものになっていると思う。

### 【モニタリングメモ、削除結果一覧表の作成】

モニタリングをして発見したものは、まずワードにコピーし（「モニタリングメモ」と呼んでいる）、データを保存している。削除依頼をして削除されると原文が分からなくなるので、発見日、検索文言、削除依頼したスレッド名、URLやレス本文を残すなど工夫している。また、削除依頼したものは、その一覧表を作成し、依頼件数と削除件数が自動で表示されるように工夫したものを作成した。

### 【都道府県別集計表等の作成】

2017年度以降、視察や問い合わせが増加してから、尼崎市以外の特に被差別部落の地名をさらす書き込みも発見次第削除依頼するようになり、毎年度「都道府県別」「兵庫県内の市町別」に結果を集計している。また希望があった自治体、団体へは、その集計表とその自治体分を抜粋したモニタリングメモを送るようにしている。

### 【モニタリング・ネットワークづくり】

視察に来られた自治体や、私が講演などで出向いた先で名刺を頂いた方、電話で問い合わせがあった自治体などを中心に、モニタリングに関する情報があればメールで一斉送信し、情報提供するよ

うにしている。情報提供する内容は、2ちゃんねるや5ちゃんねるの削除専用スレッドのURLが変わったことや、エラーが出てしまいその対処方法のやりとりに活用したりというものや、全国部落調査復刻版のテキスト版を発見した時に、それぞれの自治体から地方法務局へ削除依頼してほしいといったことなどをお願いしている。現在では、約80の自治体、団体、個人の方に情報提供や意見交換などを行っている。

## (2) モニタリング事業のPR・普及の取り組み

モニタリング事業のPR・普及のために尼崎市に視察や取材に来られたり、私がモニタリングのPRで各地に講演に行った件数は以下のとおりである。

2016年度～2022年度 視察受入れ37件、取材受入れ8件、講演25件

## (3) YouTube「部落探訪」の削除について

YouTubeの動画で被差別部落をさらすものは、尼崎以外のものも以前から違反報告し、尼崎に関するものは、ダイバーシティ推進課と一緒に地方法務局に削除依頼をしてきたが、まったく削除されない状態が続いていた。この部落探訪シリーズの動画についても、初めて投稿された2018年から今回削除されるまで、すべての動画を違反報告してきたが、同様に削除されないままであった。

しかし、2022年11月30日、私の職場のパソコンにYouTubeからメールが入っていたので開いてみると、私が違反報告していた神奈川県人権啓発センターの「部落探訪」を削除しましたというメールであった。すぐに確認してみると、200を超える部落探訪の動画が削除されていることがわかり、あのYouTubeが削除したという驚きと喜びの中で、この情報を私のモニタリング・ネットワーク宛てにメールで送信し、さらに、今まで取材を受けた新聞記者宛てにも送った結果、各新聞社が早々に新聞報道されたのである。

ただ、この時に削除されたのは「部落探訪」の動画だけで、模倣をした同様の動画は、今も削除されていない状況である。また、削除された「部落探訪」動画は、鳥取ループが「JINKEN.TV」として復活しており、現在でも視聴できる状況にある。モニタリングをしている自治体の方や団体の方には、引き続きYouTubeに対して違反報告をお願いしたい。

## 5 おわりに

私が本格的にモニタリングをするようになった数年前に比べ、直接部落地名を書込んだ差別書込みは少しずつ減少しているように感じる。また、今回「部落探訪」動画が削除された成果は、「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」などの法律ができたこと、さらに、法務省の動きや裁判の判例、電子署名活動などの影響が少なからずあると思うが、多くの自治体や団体がモニタリング事業を実施していることも、大きな抑止力になっていると思う。そうした意味でも、さらにモニタリングを実施する自治体が増え、差別の現状を国に向けて発信し、根本的な解決に向けた法整備の必要性を訴えることが重要だと考えている。

## あとがき

兵庫県立大学 名誉教授 野津 隆志

本年度の研究紀要第二十五輯では、3人の専門家による論文と1人の実践者による実践ノートに掲載しています。ここで簡単にそれぞれの記述を引用しながら内容を紹介します。

山縣文治氏には「子ども虐待予防支援の課題」を執筆いただきました。論文では「すべての人が虐待をする可能性がある」という視点から、虐待発生のメカニズムを考えることの重要性を指摘しています。また、虐待発生のメカニズムを「虐待の壺」というモデルを使って分かりやすく説明しています。さらに、虐待予防のための支援のあり方を4段階の循環論として提示しておられます。すなわち、第1次予防(発生予防)、第2次予防(早期発見/早期対応)、第3次予防(重度化・深刻化の予防/回復的支援)、第4次予防(フォローアップ/再発の予防・見守り)の4ステップです。この支援のどこかに専門家だけでなく、家族、一市民、当事者が何らかの形で関わる必要性も指摘されています。

大岡由佳氏には「犯罪被害者等の人権 一被害回復のサポートはどうあるべきか」というタイトルの下で、日本で従来、立ち遅れていた犯罪被害者らへの支援の現状と今後の課題について執筆いただきました。現在、犯罪被害者への支援は全国の民間被害者相談団体による電話相談、裁判関連支援(法廷付き添い、代理傍聴支援等)、弁護士法律相談付き添いなどが行われています。NPO法人全国被害者支援ネットワークによると、全国48箇所にある被害者支援センターが取り扱った相談総数は年間約4万件にも上ります。しかし、それらの民間被害者支援団体は、各都道府県に約1箇所ずつしか存在しないため、大きな限界があることが指摘されています。

伊藤公雄氏には「アンコンシャス・バイアスとは？」を執筆いただきました。アンコンシャス・バイアスとは、最近注目されている概念で「無意識の偏見」を示しています。われわれは日常生活で、たとえば「外科医」と聞くと、現実には女性の外科医も存在しているにもかかわらず、男性の外科医をイメージします。論文ではこうしたジェンダーをめぐる無意識の偏見が取り上げられています。ジェンダーをめぐるバイアスの背景には、個々人の持つ多様性が無視され、男女という二区分に振り分けてものごとを決めつけるわれわれの無意識の価値判断があります。また多くの場合、男性基準でものごとを評価するという問題も存在することが論文では指摘されています。

三澤雅俊氏には実践ノート「インターネットの現状と課題～尼崎市インターネット差別書込みモニタリング事業の取り組みから～」を執筆いただきました。インターネットやSNSを使った誹謗中傷や人権侵害が近年大きな問題になっています。ここでは、尼崎人権啓発協会の現場の立場から、2010年より同市が実施している「インターネット差別書込みモニタリング事業」の現在までの経緯を詳しく記述しています。「手順等のマニュアルづくり」「モニタリングメモ、削除結果一覧表の作成」「都道府県別集計表等の作成」などの工夫が紹介されています。同市は「モニタリング・ネットワークづくり」も実施し、全国の約80もの自治体、団体、個人とネットワークをつくり、情報提供や意見交換などがなされていることも紹介されています。

## 研究推進委員長及び執筆者紹介（論文掲載順）

### 野津 隆志（のつ たかし） 委員長

兵庫県立大学名誉教授 博士（教育学）

智雲ボランティア活動研究所代表

URL <http://notsulabo.main.jp/>

専門

比較教育学、教育人類学—アジアの子どもの教育と人権に関する研究

著書

『アメリカの教育支援ネットワーク』東信堂2007年  
『タイにおける外国人児童の教育と人権—グローバル教育支援ネットワークの課題』ブックウェイ2014年  
『市民活動概論—ひょうごとアジアのNPO・NGO・ボランティアを学ぶ—』学術研究出版2015年  
『私の赤ちゃんは先生です』学術研究出版2018年

### 山縣 文治（やまがた ふみはる）

関西大学人間健康学部教授。公益社団法人家庭養護促進協会理事長。

著書

『子どもの人権をどう守るか：福祉政策と実践を学ぶ』放送大学教育振興会、2021。  
『保育者のための子ども虐待Q and A：予防のために知っておきたいこと』みらい、2021。  
『My Voice, My Life 届け！社会的養護当事者の語り』月刊福祉「My Voice, My Life」企画委員会編、全国社会福祉協議会、2022。

URL <https://gakujo.kansai-u.ac.jp/profile/ja/ed3b9e3db0dff48afddcff9cZ40ef.html>

### 大岡 由佳（おおおか ゆうか）

武庫川女子大学 准教授

略歴

医療機関にてソーシャルワーカーとして勤務。2008年帝塚山大学心理福祉学部の助手、講師を経て、2010年武庫川女子大学に着任し、現在に至る。2016年に現場と専門職集団により団体「くらしえん」設立。

著書

『犯罪被害を受けた子どものための支援ガイド』監訳（金剛出版、2016）。『トラウマインフォームドサポートブック』編者（中央法規、2023）  
警察庁・交通事故被害者サポート事業検討会委員、兵庫県・地域安全まちづくり審議会委員等を務めている。性暴力被害者支援センター・ひょうご理事、昨年度よりTICC（トラウマインフォームドケア&コミュニティ）共同代表理事。博士（保健福祉学）・精神保健福祉士、社会福祉士。

URL <https://www.edusys.jp/mukogawa-u/tis/public/detail?id=15466&kana=%E3%82%AA&page=1>

### 伊藤 公雄（いとう きみお）

1951年生まれ。京都大学文学部・同大学院博士課程で社会学専攻。その後、イタリア政府給費留学生としてミ

ラノ大学政治学部留学。大阪大学人間科学部助教授・教授を経て、京都大学院文学研究科・文学部教授。現在、京都産業大学現代社会学部客員教授・ダイバーシティ推進室長、京都大学・大阪大学名誉教授。

専門は文化社会学、政治社会学、ジェンダー論。

主な社会活動

内閣府男女共同参画会議専門調査会委員（2001～11）、関西社会学会会長、日本スポーツ社会学会会長、日本ジェンダー学会会長、大阪府・滋賀県の男女共同参画審議会会長、第23～4期（2014-20）日本学術会議会員などを歴任。現在、国立女性教育会館監事、京都府男女共同参画審議会会長、姫路市男女共同参画審議会会長、日本社会学会会長、ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン共同代表など。

著書

『〈男らしさ〉のゆくえ』（新曜社1993）、『男性学入門』（作品社、1996）、『「男女共同参画」が問いかけるもの』（インパクト出版会、2003）、『ジェンダーの社会学』（放送大学教育振興会、2008）、『女性学・男性学 第3版』（有斐閣、2019）など、共編著に『新編 日本のフェミニズム』全12巻（岩波書店）など。

URL [https://www.kyoto-su.ac.jp/faculty/professors/fs/ito\\_kimio.html](https://www.kyoto-su.ac.jp/faculty/professors/fs/ito_kimio.html)

### 三澤 雅俊（みさわ まさとし）

公益社団法人尼崎人権啓発協会 事務局長

1956年生まれ、尼崎市出身。

1983年度～ 尼崎市役所勤務

2006年度～ 尼崎市立南武庫之荘総合センター勤務。（2009年度から所長）

2012年～2015年度 兵庫県隣保館連絡協議会会長

2015年度～ 公益社団法人尼崎人権啓発協会（事務局長）派遣。

2016年度～ 公益社団法人尼崎人権啓発協会（事務局長）入社。

現在、事務局長・モニタリング事業他担当

著書

『すいへい・東京』「尼崎市におけるインターネット差別書込みモニタリング事業の概要」（寄稿、公益社団法人東京部落解放研究所発行）

『ひょうご人権ジャーナル・きずな2021年8月号』「インターネットモニタリング事業で見た差別的な書込みの実態」（寄稿、公益財団法人兵庫県人権啓発協会発行）

『ひょうごの人権教育vol.208』「インターネットと人権問題」（寄稿、兵庫県人権教育研究協議会発行）

『ヒューマンライツNo.421』「尼崎市のインターネット差別書込みモニタリング事業」（寄稿、一般社団法人部落解放・人権研究所発行）

『ネット人権侵害と部落差別の現実』（共著、一般社団法人部落解放・人権研究所発行）

公益財団法人 尼崎人権啓発協会ホームページ

<https://hcg22501.wixsite.com/hcg22501>

## 研究紀要第二十五輯

令和5年9月発行

編 集

公益財団法人兵庫県人権啓発協会研究推進委員会

発 行

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

神戸市中央区山本通4丁目22番15号

兵庫県立のじぎく会館内

TEL 078 (242) 5355

印 刷

共栄印刷株式会社

神戸市中央区花隈町22-6

TEL 078 (341) 0316



